

第19回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和7年12月19日（金）
午前9時26分から午前10時46分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 11名
- 4 欠席委員・・・木脇委員・高崎委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 高妻局長・田中次長・野上・藏富・南崎
- 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:26	議 長	皆さん、おはようございます。時間前ですけど、ただ今から、第19回日南市農業委員会総会を開会いたします。 本日は北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇委員、高崎委員より欠席届が提出されております。 ただ今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は11名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に2番の井上友和委員、3番の田端功委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。

議 長	<p>お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。</p> <p>まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました3件について、当農業委員会として許可すべきか否かをご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が3件で、受付番号1番、3番は、経営規模拡大のため、受付番号2番は、新規農業経営のためとなっております。</p> <p>次に総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました2件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、受付番号1番、2番は、植林のためとなっております。</p> <p>次に、総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました4件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が3件で、受付番号1番は、工業用地のため、受付番号2番は、一般個人住宅用地のため、受付番号3番は、植林のためとなっております。賃借権が1件で、受付番号4番は、駐車場・資材置場用地のためとなっております。</p> <p>次に総会資料4ページから14ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、42件について、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、中間管理権設定が42件となっております。</p> <p>次に、総会資料15ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました4件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、ご審議いただきますよう提案いたします。受付番号1番から4番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として、使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。</p>

10:07	事務局	提案理由の説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。 東郷・鵜戸地区と南郷地区が、会議室5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、別館1階会議室2、細田・大窪地区、北郷地区は、別館1階会議室3になります。以上の会場をお願いいたします。
	議長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
		それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。
	歌津	5番、歌津です。受付番号1番について説明します。現地調査は12月14日に本人立ち合いのもと行いました。申請地は県道風田星倉線沿いの風田の水田になります。1筆目は老人福祉施設の下の方の入り口の右側です。2筆目は風田から乙東にぬける道の途中の右側にある池のところにある東郷土地改良区ポンプ室の脇になります。以前から譲受人が耕作をしていて今回、譲渡人は宮崎在住で今後、耕作ができないということで譲渡することに決めたということでした。譲渡人には12月13日に確認いたしました。間違いのないとの事です。何も問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いいたします。
	議長	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告をお願いします。
井上(英)	細田地区農地利用最適化推進委員の井上です。まず、受付番号2番について説明します。12月15日、代理人である行政書士に電話で聞き取りを行い、12月16日に譲受人と共に現地確認を行いました。申請地は、大窪小学校を細田方面に約	

10:11	井上(英)	<p>300m行き、左に曲がり約200m行った場所に譲受人の住居があり、それに隣接してある西の畑であります。現況は野菜の栽培、周辺に果樹が植栽されておりました。譲受人は令和2年に現在の住居を譲渡人から購入し、宮崎市から転入されております。隣接する畑も譲渡人から購入するはずでしたが、当時は農地取得の下限面積要件5反を満たしていなかったため、所有権移転を断念したそうです。最近になり下限面積要件が廃止された事を知り、改めて譲渡人と話し合い、所有権移転をする事にしたそうです。転入時から現在まで申請地を適切に利用、管理されているとの事でした。申請地は県道からよく見える場所であり、いつも綺麗にされている場所だと感じておりました。問題ないと思われます。</p> <p>続きまして3番について説明します。この案件は先月、総会議案を取下げになった案件であり、その際、代理人である行政書士に電話で確認、譲受人とともに現地の確認を行っておりますので、今回12月15日に譲受人に電話のみの確認を行いました。申請地は大窪、寺村トンネルを飢肥方面に抜け、約100m行き、右に曲がり、約300m行きますと、道沿いに譲受人の柑橘園がありその園地を西に約20m行った場所にあります。現地は雑草、雑木が生い茂っている状況であります。譲渡人は高齢であり、約20年前まで柑橘生産をされていたそうです。譲受人は管理がされていない申請地を利用したいとのことで、譲渡人に相談されたそうです。経営規模拡大であり、問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。</p>
	議 長	<p>ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。</p>
	全委員	<p>ありません。</p>
	議 長	<p>ないようですので議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。</p>
	全委員	<p>挙手</p>
	議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定しました。</p>
	井上(友)	<p>次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願ひます。</p> <p>2番、井上です。受付番号1番について説明します。12月16日に申請者の息子さんと現地確認をしました。申請地は飢肥に向けて給食センター入口手前の左側の小さな橋を渡り、すぐ右に曲がり、約100m進んだ左側の所になります。申請地は8月の総会で、農振農用地除外の承認をされた場所になりま</p>

10:14	井上(友)	す。周りは山林化されており、農地として使用困難と思われます。今後は植林し、山林として管理されるそうです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願ひます。
	平 方	東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番について説明します。申請地は、大字益安字青木で、北郷に向かって県道28号線沿いにある自動車整備工場を右に曲がり、約3km山間部の方向に走ったところにある通称益安池の周辺です。申請地は、申請者の自宅裏の畑2筆であります。12月14日、申請者立ち合いのもと現地調査、確認を行いました。隣接地は、四方、山林となっており、申請地も杉山になっています。申請者は父親が亡くなり、相続登記のため、不動産等を調査した所、転用許可を受けずして杉山となっていることが判明し、今回の申請に至りました。以前は曾祖父が、段々畑として耕作していたが、猿や猪等の被害に遭うため転用許可を受けずに杉を植林したとのことで、始末書を提出しています。境界線等は地籍調査済みですので、隣との紛争等に発展することはありません。また本申請地は杉が植えてありますので、申請人が定期的に草刈りをしていました。何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	ないようですので、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定しました。 次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、4件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願ひます。
	稲 山	17番、稲山です。受付番号1番について説明します。12月13日に譲受人立ち合いのもと現地調査を行いました。申請地は、板敷の飛ヶ峯で、日南振徳高校より東へ約300m行った道路沿いです。地目は田と畑になっていますが、譲渡人が相続した時には、すでに田んぼは埋められており現況は、雑種地で、車の駐車場になっていました。農地転用の知識がなく譲渡

稲山	<p>するにあたり農地であることが判明したとのことでした。譲受人は自宅を事務所としていたが手狭になり、転用後は事務所を新築したいとのことでした。始末書も添付されています。問題ないと判断しました。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。</p>
平方	<p>東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番について説明します。申請地は、大字益安字中山で、星倉から県道434号線沿いのコンビニエンスストアを過ぎ、風田方向に約200m走った国道地質調査事務所を右に曲がって、約70m行き、市道を走った道路沿いに位置します。12月16日、譲受人は仕事で立ち合いの日程が経たないという相談をされまして、電話にて聞き取りいたしました。代理人の行政書士事務所に確認し、現地調査を行いました。譲渡人は12月17日、電話にて確認いたしました。申請地の隣近所は、私も昔からの知り合いなので状況の確認等をいたしました。譲受人は現在、大字平山のアパートに住んでおり、将来の安定した生活を過ごしたく、閑静な土地を探していましたところ、本申請地が売りに出ていましたので住宅を新築したく、本申請に至りました。本申請地の境界線等は地籍調査済みですので明確になっています。本申請地は現在、休耕地になっています。建築にあたっては、境界線等にブロック等で擁壁を設け、生活用水は合併浄化槽で処理し、市道に設置されている側溝に流出します。他の土地に被害を及ぼすことはありません。また土地改良区外でもあります。何も問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
会長	<p>続きまして、受付番号3番、4番について、担当委員より報告願います。</p>
作本	<p>8番、作本です。受付番号3番について説明します。12月18日に譲渡人にお会いして確認し、譲受人と現場確認、調査しました。申請地は細田の下塚田で県道3号線と54号線の交差点から大窪方面に行ったところの頂上付近から西に約600m行ったところの両サイドの土地です。現在は杉と雑木で、本人に確認したところ、相続された時は、現況と同じような状況だったとのことでした。先代が、鳥獣被害等があり、杉等を植えられたのではないかとされていました。今回の売買で無断転用であったことで、始末書も添付され、譲受人からは造林計画書も添付されております。許可は妥当だと判断します。ご審議よろしくお願いします。</p> <p>続きまして、受付番号4番について説明します。現地確認を12月18日に譲受人である建設会社と確認しました。貸付人は千葉県在住で本人とは連絡が取れなく、実家在住の妹さんに</p>

10:21	作 本	<p>確認しました。申請地は、細田の下塚田で県道3号線と54号線の交差点から酒谷方面に約500m行ったところの左側に位置しています。現況は、道路拡張工事が行われていて、事務所等も建てられている状況です。貸付人と借受人との契約時に電話連絡だけで、貸付人は申請地が宅地とっており、契約され、工事に入られたようでした。私自身、道路拡張工事に伴う水利の関係で携わっていたことで、申請地が農地であることは知っていましたので、指導しました。県の公共事業の申請判断が遅く、一時転用申請が今に至ったそうです。工事等の差し止めることはできませんので、今回の転用許可は妥当だと判断します。審議のほどよろしくお願いします。</p>
	議 長	<p>ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。</p>
	全委員	<p>ありません。</p>
	議 長	<p>では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。</p>
	全委員	<p>挙手</p>
	議 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は許可相当とすることに決定しました。</p>
	事務局長	<p>次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、42件の審議をお願いしますが、ここで報告の前に事務局から提案がございます。よろしく申し上げます。</p>
	事務局長	<p>先ほどの地区別審査でもお伝えしましたが、こちらの議案につきましても中間管理権の設定ということで、ご審議案件も多いということもありますので、場所の説明については省略をしていただければと思っております。よろしくお願いたします。</p>
	議 長	<p>それでは、受付番号1番から3番について、担当委員より報告願います。</p>
	三 賢	<p>飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番から3番について説明します。申請地については今、言われたとおりですので省きます。貸付者3名と借受者の農地所有適格法人と電話で連絡がつき、確認ができましたので問題ございません。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号4番から6番について、担当委員より報告願います。</p>

金丸	4番、金丸です。受付番号4番から6番について説明します。12月13日、借受者立ち合いのもと現地確認しました。全ての農地は適切に管理されており、農地バンクの案件で問題ないと判断しました。
議長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
平方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号7番について説明します。12月12日、申請地の確認調査を行いました。申請地の管理はよくされています。農地中間管理機構設定の更新ですので特に問題はないと思います。よろしくお願います。
議長	続きまして、受付番号8番、9番について、担当委員より報告願います。
谷口	15番、谷口です。受付番号8番、9番、同じ場所ですので同時に説明いたします。12月17日に貸し手には電話で確認し現地調査いたしました。申請地は、細田地区内の下方の水田です。貸し手は高齢で管理ができないということでした。中間管理権設定であり、特に問題はありません。ご審議方よろしくお願います。
議長	続きまして、受付番号10番から16番について、担当委員より報告願います。
徳井	9番、徳井です。受付番号10番、11番から16番まで説明します。まず10番ですが今回、貸し手の方の都合により設定できないということで今回、新規で貸付けをすることになっております。本人確認も何も問題ないと思います。次に11番から16番ですが、案件は多いですが借受者は新規ではなく、これは継続案件ですので何ら問題ないと思います。
議長	続きまして、受付番号17番から24番について、担当委員より報告願います。
根井	6番、根井です。受付番号17番から24番について説明します。貸付者の方々には電話で確認し、借受者の方には本人に会い確認しました。お互い間違いありませんとのことでした。問題ないと思います。ご審議よろしくお願います。
議長	続きまして、受付番号25番から28番について、担当委員より報告願います。

10:27	谷 元	1 番、谷元です。受付番号 2 5 番から 2 8 番について説明します。これにつきましても先ほど説明があったとおりでございます。借受者につきましては認定農業者、水稻専門の経営主ということでもありますので問題ございません。確認もいたしました。
	議 長	続きまして、受付番号 2 9 番から 3 7 番について、担当委員より報告願います。
	徳 井	9 番、徳井です。木協推進委員が欠席なので私が説明します。継続の案件ということで、何ら問題ないということです。ご審議方よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号 3 8 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	1 4 番、平部です。受付番号 3 8 番について説明します。1 2 月 1 7 日、貸付者と連絡を取り申請地確認をいたしました。マンゴーが植栽され、きれいに管理されていました。使用貸借で親子関係でございます。問題ない案件です。ご審議方よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号 3 9 番から 4 2 番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 3 9 番から 4 2 番について説明します。貸付者に電話にて確認をとっております。現地、水田におかれましてもきれいに管理されておりました。間違いのないと思います。
	議 長	ただ今の各担当委員からの報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について同意される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手	
議 長	全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定は同意することに決定しました。 次に、議案第 5 号、非農地証明願について、4 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について担当委員より報告願います。	

稲山	<p>17番、稲山です。受付番号1番について説明します。12月13日に現地調査を行いました。申請地は、日南振徳高校より約300m東へ行ったところで民家の上の山の中でした。周囲は雑木と竹に覆われ現地へ行く道もない状況でした。以前は畑として利用されていましたが、10年以上耕作放棄され将来、農地として利用することはできないと判断しました。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。</p>
南	<p>吾田・油津地区農用地利用最適化推進委員の南です。受付番号2番について説明します。12月16日、代理人と現地調査をしました。申請地は上限谷地区で上限谷公民館から酒谷方面に向かったところにあるバス停から約800m行った左側から約100m奥に行った杉に囲まれた雑木になります。非農地証明、該当事項4に該当すると判断しました。申請人には12月15日、電話で確認しております。審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。</p>
作本	<p>8番、作本です。受付番号3番について説明します。12月18日、申請人にお会いして確認しました。地図と申請地を照合したところ、申請地に繋がる道はなく、申請人立ち合いは不可と判断しましたので、12月18日に自分自身が行って調査いたしました。周囲の状況も同じような状況で、大体の場所を推測するだけでした。申請地は細田の下塚田、県道3号線と54号線の交差点から大窪方面に300m行き、西に下る道を約400m行ったところの山と山の間位置した奥の方の土地です。申請人が相続した時には、現況と同じような状況で約60年以上、水田であったところです。周囲も雑木化して山林です。非農地証明該当事項4に該当します。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。</p>
杉本	<p>10番、杉本です。受付番号4番について説明します。12月15日に現地確認と申請代理人の行政書士に電話し、聞き取り調査しました。申請地は、萩之嶺、東下中地区にある消防団の詰め所から南側にある山の方向に約300m進んだ養豚場の裏手の約100mのところスッポンの養殖場があり、その横上になります。10年以上、耕作放棄されており鳥獣被害も多く、周りは雑木が多く高く茂っており、陽は当たりません。山</p>

10:46	<p>杉 本</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p> <p>議 長</p>	<p>間の迫田になります。農地として使用することは困難なところだと思いました。許可が妥当と判断いたしました。</p> <p>ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>では、議案第5号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。</p> <p>挙手</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定しました。</p> <p>議事が終わりましたので、その他に移ります。</p> <p>事務局説明をお願いします。</p> <p>【その他】</p> <p>以上で総会の全てを終了します。</p>
-------	---	--

第19回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

平賀祐史 

署名委員

井上友和 

田端 功 